



# 鳥取県公報

令和3年5月21日（金）  
第9302号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（301）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗の新設の届出（302）（企業支援課）・・・・・・・・・・ 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（3件）（303～305）（〃）・・・・・・・・ 3
	土地改良区の定款の変更の認可（306）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 5
	土地改良区の役員の就退任（307）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・ 5
	公共測量の実施（308）（県土総務課）・・・・・・・・・・ 6
	建築基準法による道路の位置の指定（309）（中部総合事務所環境建築局）・・・・ 6
	指定居宅サービス事業の廃止の届出（310）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・ 6
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出（311）（〃）・・・・・・・・・・ 6

# 告 示

## 鳥取県告示第301号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
かみふくばら薬局	米子市上福原二丁目17-16	令和3年4月19日

## 鳥取県告示第302号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグストアウェルネス大山町店 西伯郡大山町塩津902-3
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳 東京都千代田区麹町五丁目1-1
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役 村上 正一  
広島県広島市西区井口明神一丁目1-10
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年12月24日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,080平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 駐車場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 79台
  - 駐輪場の位置及び収容台数  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 収容台数 30台
  - 荷さばき施設の位置及び面積  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 面積 50平方メートル
  - 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
ア 位置 9の書類に記載のとおり  
イ 容量 6.75立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
ア 出入口の数 2か所  
イ 位置 9の書類に記載のとおり
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和3年4月23日
- 9 縦覧に供する書類  
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間  
令和3年5月21日から4月間
- 11 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所県民福祉局及び大山町企画課営業企画室
- 12 意見書の提出  
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第303号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取駅ショッピングプラザ 鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 新井 慎一 鳥根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
令和2年4月28日ほか
- 5 届出年月日  
令和3年4月27日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和3年5月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
-

**鳥取県告示第304号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルイ宮長店 鳥取市宮長28ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
- 3 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称  
変更前 有限会社サンインマルイ  
変更後 株式会社サンインマルイ
  - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
6の書類に記載のとおり
- 4 変更年月日  
平成16年3月5日ほか
- 5 届出年月日  
令和3年4月28日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和3年5月21日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

---

**鳥取県告示第305号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和3年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルイ宮長店 鳥取市宮長28ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンインマルイ 代表取締役 松田 欣也 鳥取市湖山町東一丁目122-1
- 3 変更する事項  
施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 午前10時から午後10時まで  
変更後 午前9時から午後10時まで
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時45分から午後10時まで

変更後 午前8時30分から午後10時30分まで

(3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前6時から午後6時まで

変更後 午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

令和3年4月29日

5 届出年月日

令和3年4月28日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和3年5月21日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、南部町土地改良区の定款の変更を令和3年5月11日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和3年5月21日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 誠	鳥取市江津638
〃	浜 橋 謙 二	鳥取市江津685
〃	村 上 力	鳥取市江津1287
〃	新 田 一 郎	鳥取市江津679
〃	魚 崎 勇	鳥取市江津610
監 事	青 木 充 宏	鳥取市江津668
〃	松 浦 典 慶	鳥取市江津631

令和3年4月12日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 誠	鳥取市江津638
〃	浜 橋 謙 二	鳥取市江津685
〃	村 上 力	鳥取市江津1287
〃	新 田 一 郎	鳥取市江津679
〃	魚 崎 勇	鳥取市江津610

監 事 青 木 充 宏 鳥取市江津668  
 ” 松 浦 典 慶 鳥取市江津631  
 令和3年4月13日就任 任期2年

鳥取県告示第308号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和3年5月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（空中写真測量、写真地図作成及び数値地形図修正）
- 2 作業期間 令和3年5月1日から令和4年2月28日まで
- 3 作業地域 鳥取市全域

鳥取県告示第309号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路を次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所環境建築局建築住宅課において縦覧に供する。

令和3年5月21日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

指定の年月日	指定道路の位置	指定道路の延長及び幅員
令和3年5月21日	東伯郡湯梨浜町大字水下水河原田131-4	延長 39.64メートル 幅員 6.00メートル

鳥取県告示第310号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
佐々木 修治	ささ木在宅ケアクリニック	米子市西福原五丁目7-13	令和3年5月11日	令和3年4月30日	訪問看護
”	”	”	”	”	居宅療養管理指導

鳥取県告示第311号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年5月21日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
佐々木 修治	ささ木在宅ケア	米子市西福原	令和3年5月11日	令和3年4月30日	介護予防訪問

	アクリニク	五丁目7-13			看護
〃	〃	〃	〃	〃	介護予防居宅 療養管理指導